

美幌町自治基本条例の一部を見直します！

改正案概要版（表）

自治基本条例とは？

自治の基本を定める最高規範で、まちづくりを進めていくうえでの自治の基本理念や、基本的なしくみなど町民、議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、協力してまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた条例です。国で例えるなら、憲法に位置する重要な条例です。美幌町では平成23年に制定しています。

なぜ見直しをするの？

4年を超えない範囲ごとに社会情勢の変化に応じて見直しを行うことにしています。

改正案のポイント — 3つの条文を見直します

1 第27条 議会の責務

新たに追加



変更点 議会が自ら調査研究を行い、政策立案・政策提言を行うよう努めることを、条例に位置づけます。

理由 町民の請願・陳情は政策提案と位置づけられていますが、議会主導の政策提言を位置づけた規定がないためです。

【改正案】

4 議会は、町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うように努めます。

※現在の第4項は第5項になります。

2 第29条第4項 町民との情報共有と町民参加

一部変更



変更点 議会報告会の開催条件を、「全議員出席のもと」から「全議員による開催の意思決定のもと」に改めます。

理由 議員カフェなど柔軟な会議スタイルにも対応し、議会の意思による開催を明確にするためです。

【改正案】

…方策として、**全議員による開催の意思決定のもと**、町民に対し…（略）

3 第32条 行政の責務

変更+追加



変更点 第2項を「町民の意見を積極的に把握し、行政運営に反映する」内容に改め、町民への説明の機会新しい第3項に定めます。

理由 町民の意見を積極的に聞くこと、町民説明会など説明の機会を設けることを明確にするためです。

【改正案】

第2項 行政は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。

第3項 行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

町民参加の手法と「町民」の定義について【参考】

改正案概要版（裏）

次の2点は条文の改正は行いませんが、取組内容や考え方について見直しを行います。【※意見募集の対象ではありません。】

町民参加の手法（第14条関係）

みなさんに参加してもらうため、課題を洗い出し、解決に向けた取組を整理しました。

パブリックコメントの課題

庁舎内の周知・
情報の不足

効果的な周知・
発信方法

求める意見の
わかりにくさ

氏名記入の
ハードル

課題解決に向けた取組

1 周知方法の充実

- ・ 役場庁舎窓口や、検診などの待合スペースにデジタルサイネージを設置して周知
- ・ 町ホームページにパブコメ専用サイトを作成。実施状況を見える化
- ・ 関係団体・企業にも協力を依頼

2 内容のわかりやすさ向上

- ・ 計画等の内容をまとめた「概要版」を作成し、目的・内容をわかりやすく発信

3 参加のハードルを下げる工夫

- ・ パブコメに加え、匿名で出せるアンケート（WEB・紙）を必要に応じて実施

※今回は実施しません

4 参加機会の拡大

- ・ 誰でも参加できる町民説明会を必要に応じて開催。希望する団体等への個別説明の機会も設ける

※今回は実施しません

「町民」の定義（第2条関係）

地域とのかかわり方が多様化していることから町民の定義について検討しました。

現在の条例上の「町民」

- ・ 町内に住所を有する人
- ・ 町内で働く人／学ぶ人／事業活動等を営む人

多様化する地域とのかかわり方

- ・ 二地域居住者
- ・ ふるさと住民登録制度による登録者
- ・ 美幌町出身の方／ふるさと納税者
- ・ 観光で美幌町に訪れる方 など

今回は新たに定義はしないものの、将来的な変化に応じて検討する必要がある



みなさんからのご意見をお寄せください！

（※対象は概要版（表）の条例改正の内容です）

「もっとこうしてほしい！」「これが足りない！」などなど、みなさんからのたくさんのご意見をお待ちしています。

ご意見は
こちらから
→

